

令和 8 年度（2026 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日策定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内における有害獣による農作物被害を防止しようとする耕作者を対象に、獣害の防止に係る資機材（以下「獣害防止用資機材」という。）の購入に要する費用の一部を、各期予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 有害獣による農作物被害の軽減を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の耕作地で獣害防止用資機材の設置により、獣害の防除をしようとする不動産登記法上の土地所有者、並びに農地法に基づいて市内の農地を借り受け、継続的に農作物を生産している市内に住民基本台帳法上の現住所を有する者で、以前に、同一場所で同補助金の交付を受けたことがなく、当期に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。ただし、当期以外に電気・防除柵の異なる区分の獣害防止用資機材に係る補助金の交付を受けている場合は、同一場所でもこの限りでない。また、次の各号に該当する場合でも補助金の交付対象者としてすることができる。

（1）不動産登記法上の土地所有者の子（子の配偶者も含む。）にあつては、土地所有者の承諾書とその関係性がわかる証明書類等を提出できる者

（2）不動産登記法上の土地所有者が死亡している場合にあつては、令和 6 年 4 月 1 日からの登記義務化の経過措置期間（3 年）中であることから、土地所有者の名義変更がなされていないときは、土地所有者の相続人を代表して誓約書とその関係性がわかる証明書類等を提出できる者。

（3）農地を借り受けている者にあつては、獣害防止用資機材の設置について、承諾書と農地を借り受けていることを証する書類を提出できる者。

（補助金の交付対象）

第 4 条 補助金の交付対象となる費用は、設置費用を除く、次に掲げる獣害防止用資機材の購入費とする。

（1）電気柵一式 パワーユニット（ソーラーバッテリーを含む。）、ワイヤー（通電式ネットを含む。）等からなる電気柵一式とし、それぞれ単体では対象としない。

（2）防除柵一式 トタン板、金網柵（線径 3.2 mm 以上のものとする。）、ネット、支柱、結束線、単管パイプ、アンカーピン等からなる防除柵一式とする。

（3）その他市長が特に必要と認めたもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気柵一式 購入に要する費用の2分の1の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、その額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。
- (2) 防除一式 購入に要する費用の2分の1の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、その額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設置詳細図
- (3) 見積書
- (4) 設置前の現況写真
- (5) 農地を借り受けている者は、借り受けていることを証する書類(農地利用集積計画書など)の写し、不動産登記法上の土地所有者が異なる者は、承諾書や誓約書及びその関係性がわかる証明書類等

2 第4条に規定する獣害防止用資機材の購入費に係る補助金交付の申請については、各期予算の範囲内で前期(4月から7月末)、後期(10月から令和9年1月末)の各期それぞれ1回申請することができるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の申請内容が変更になる場合(ただし、第7条の交付決定通知後の変更で、補助金額が増える場合は、変更前の交付決定額を上限とする。)は、又は補助金の交付を中止しようとするときは、速やかに令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要な応じてその変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、速やかに獣害防止用資機材の設置を完了させ、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、前期は令和8年月8月末並びに後期は令和9年2月末までに、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 獣害防止用資機材購入に係る領収書の写し
- (2) 設置完了を証する写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めたときは交付額を確定し、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金確定通知(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(請求の手続)

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) この要綱第9条における実績報告書の提出期限を過ぎた場合。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(設備の管理義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策事業により設置した獣害防止用資機材について、事業の目的に従って適正な使用及び管理を行い、譲渡、交換、貸付等をしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

令和 年 ( 年) 月 日

八王子市長 殿

〒 -

住 所 八王子市

氏 名 (印)

※ 本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができます。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付申請書

前期申請期間(4月1日から7月末)、後期申請期間(10月1日から令和9年1月末)

獣害防止対策を実施したいので、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

交付申請額 金 円

1 対策内容 (該当するものに○)	電気柵一式 ・ 防除柵一式
2 対策場所(対策面積)	八王子市 _____ (約 m <sup>2</sup> )
申請額の算出基礎	円 × 1 / 2 = _____ 円 (1円未満は切捨て)
4 対象野生動物 (対象害獣に○)	イノシシ ・ シカ ・ サル アライグマ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ
5 設置完了日	前期は、令和8年8月末まで
暴力団でないことの宣誓(*□に $\checkmark$ チェック)	
<input type="checkbox"/> 暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。 暴力団による使用又は利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。(八王子市暴力団排除条例第9条)	

○添付書類(1)位置図(2)設置詳細図(3)見積書(4)設置前の現況写真  
(5)農地を借り受けている者は、借り受けていることを証する書類(農地利用集積計画書など)の写し、不動産登記法上の土地所有者が異なる者は、承諾書や誓約書及びその関係性がわかる証明書類等

本人確認欄	職員名	確認日

様式第1号の添付書類

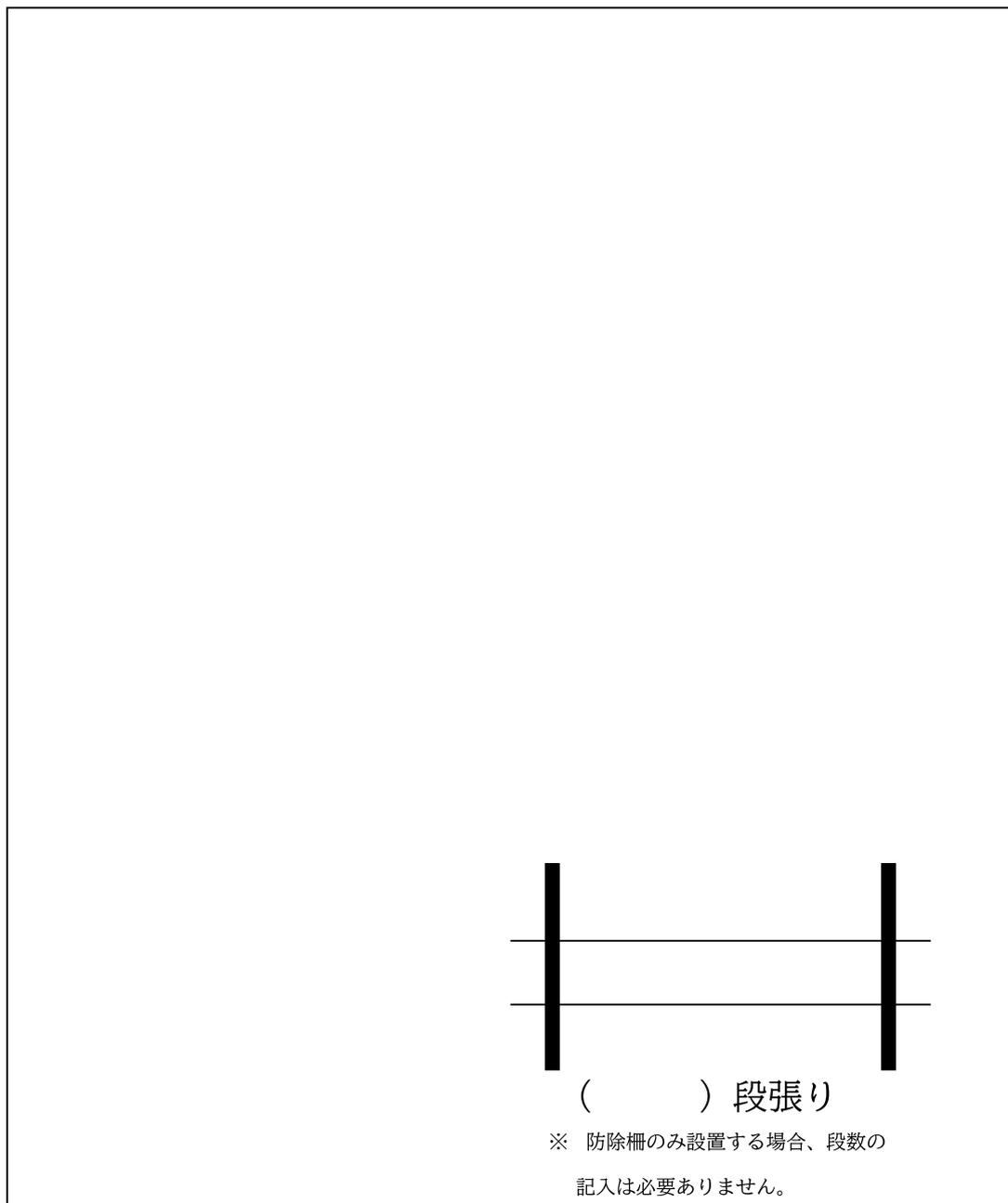
(1) 位置図

住宅案内図等

(2) 設置詳細図

○対策場所（八王子市\_\_\_\_\_）

○対策面積（約 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）



( ) 段張り

※ 防除柵のみ設置する場合、段数の記入は必要ありません。

(3) 見積書

(4) 設置前の現況写真

委 任 状

令和 年 月 日

八王子市長 殿

私は (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付手続きに係る全ての件

委任者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (自書) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

誓 約 書

令和 年 月 日

八王子市長 殿

私は、相続人を代表して、八王子市農作物獣害防止対策費補助金に関する事項において、全ての責任を負うことを誓約します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (自書) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

承 諾 書

令和 年 月 日

八王子市長 殿

私は、下記の者が申請する八王子市農作物獣害防止対策費補助金事業で実施する電気柵及び防除柵の設置について、下記のとおり承諾します。

記

○設置者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

○設置場所 八王子市 \_\_\_\_\_

○対策面積 約 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

○設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

○費用負担 電気柵及び防除柵の購入等の費用は、設置者が負担する。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (自書) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長 初宿 和夫

令和 8 年度（2026 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金  
交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付により申請のあったこのことについて、下記のとおり決定したので、令和 8 年度（2026 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額		円		
補助金の内訳	対策内容	補助基本額	補助率	補助金額
			円	1/2
交付の条件	<p>(1) 補助金等の交付の手續等に関する規則及び八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金を交付の目的外に使用しないこと。</p> <p>(3) 交付決定前に購入したものでないこと。</p> <p>(4) この交付決定通知後の変更で、補助金額が増える場合は、この交付決定額を上限とすること。</p> <p>(5) 前期は 8 月末、後期は令和 9 年 2 月末までに第 9 条における実績報告書を提出されない場合は、この交付決定を取り消すこととする。</p> <p>(6) 暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。（八王子市暴力団排除条例第 9 条）</p>			

八王子市長 殿

住 所 八王子市

氏 名 印

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金  
変更承認申請書

令和 年 ( 年) 月 日付第 号により交付決定を受けた  
このことについて、中止・変更したいので令和8年度(2026年度)八王子市農  
作物獣害防止対策費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下  
記のとおり申請します。(補助金額が増える場合は、変更前の交付決定額を上  
限とする)

記

変更交付申請額 金 円

(変更前) 金 円

増△減 金 円 (増の場合は、変更前の金額を記入)

変更内容 中止・( )の変更

変更理由

1 対策内容 (該当するものに○)	電気柵一式 ・ 防除柵一式
2 対策場所(対策面積)	八王子市 _____ (約 m <sup>2</sup> )
3 申請額の算出基礎	円 × 1 / 2 = 円 (1円未満は切捨て)
4 その他参考事項	

添付書類 (1) 位置図 (2) 設置詳細図 (3) 見積書

本人確認欄	職員名	確認日

様式第4号(第8条関係)

令和 年 ( 年) 月 日

様

八王子市長 初宿 和夫

令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金  
変更承認通知書

令和 年 ( 年) 月 日付により申請のあった、このことについて、下記のとおり承認を決定したので、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 中止

2 内容の変更

様式第5号(第9条関係)

令和 年 ( 年 ) 月 日

八王子市長 殿

〒 -

住 所 八王子市

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができます。

電話番号 \_\_\_\_\_

令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金実績報告書

前期報告期間(4月から8月末)、後期報告期間(10月から令和9年2月末)

令和 年 ( 年 ) 月 日付第 号により交付決定を受けたこのことについて、下記のとおり完了しましたので、令和8年度(2026年度)八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額 金 円

1 資機材購入金額	円
2 対策内容 (該当するものに○)	電気柵一式 ・ 防除柵一式
3 対策場所(対策面積)	八王子市 _____ (約 m <sup>2</sup> )
4 事業完了年月日	令和 年 ( 年 ) 月 日

添付書類 (1) 獣害防止用資機材購入に係る領収書の写し

(2) 設置完了を証する写真

(3) その他市長が必要と認める書類

本人確認欄	職員名	確認日

様式第6号（第10条関係）

令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長 初宿 和夫

令和8年度（2026年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金  
確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付により実績報告のあったこのことについて、下記のとおり確定したので、令和8年度（2026年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

